

雇用保険受給 仮手続き 確認書

基本手当の支払いについては、「いつ退職したか」ではなく、「いつ手続きしたか」によって、いつ支払えるかが決まります。本日仮決定の手続きをするにあたり、以下の点について、ご注意・ご確認いただきますようお願いいたします。（確認、ご理解いただけましたら□に✓と記入をお願いいたします）

- 離職票の作成を事業所に依頼している
- 次回以降の認定日は予定通りご来所いただきますが、離職票をご提出いただき、受給資格が確認できるまではお支払いはできません
- 賃金支払基礎日数が11日未満の月がある等、離職票の内容によっては受給資格が無い場合があります
- 退職日（ 月 日）が本日以降であった場合は仮手続きが無効となり、最初から手続きをやり直すこととなります（その分支払いも遅くなります）
- 離職票がお手元に届きましたら、速やかにハローワークにご提出ください

横浜南 公共職業安定所長 殿

確認日

令和 年 月 日

氏名: _____

（原本は安定所で保管し、写しを本人に手交すること）

（令和4年12月版）